

●香川県監査委員公表第29号

平成29年7月3日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年9月22日

香川県監査委員 三谷 和夫
同 大西 均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 植田 真紀
高松市 渡辺 智子

2 請求書の提出

平成29年7月3日

3 請求の内容

（以下、平成29年7月3日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

（1）香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が平成27年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

（2）措置請求の理由

ア 香川県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

香川県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項及びこれに基づき制定された「香川県議会政務活動費交付条例」（以下、「条例」という）に基づき、香川県議會議員一人当たり月額30万円、年額360万円が交付されている。

地方自治法第100条第14項は「普通公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」は、これに基づき、第1条で政務活動費が「香川県議會議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第2条第1項で政務活動費は「議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（「政務活動」）に要する経費に対して交付する」ものであること、第2条第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」旨、第8条第1項で「議員は、政務活動費に係る収支報告書に領収書等の写しを添えて、翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない」とこと、第12条で知事は、「議員がその年度交付を受けた政務活動費の総額から、議員が「その年度において行った政務活動による支出の総額を控除して残余がある場合」は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じじうることを、それぞれ定めている。

したがって、香川県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「香川県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められている。

さらに、愛知県議会政務調査費返還請求住民訴訟の最高裁判決（平成28年12月15日）をはじめ、昨年、全国に拡大した政務活動費の不正支出の議論がある中で、「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当するのかという政務活動費に対する本質的な視点に立ち、厳しく支出の適法性の判断をする必要が求められている。

イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が平成27年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの（否認額13,696,677円）
すべての領収書の添付が義務づけられるようになった2013年度分の支出から比較すると、年々減少したものの、31名の議員について1,885件、総額13,696,677円が、会費が明確に設定されていない会合（地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等）に出席し、「県政に関する意見交換会会費」もしくは「県政報告会費」という名目で支出している。

このような支出は、全国の議会においても特異な支出であるだけでなく、このようなかたちで地元にお金をばらまくことは公職選挙法違反とされているにも関わらず、多くの場合、自分で準備した領収書を持参して、堂々と政務活動費を支出している。会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄付行為に該当するとして、政務活動費マニュアルで禁止している議会もある。また、マニュアルに明記していない議会についても、このような支出が公職選挙法違反になることは、あまりに当然のことなのでえて記載していない議会も多いと考えられる。よって、本件支出はすべて違法である。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派へ

の支出（否認額13,104,400円）

会派共同政務活動費及びそれに準ずる支出であるが、自民党議員会の会派共同政務活動費の総額は11,440,000円である。また、社会民主党・県民連合については、今回から会派共同調査費の支出はなくなったが、香川地域政策センター費の総額は1,664,400円になる。しかし、これらの政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明である。2013年度分の訴訟の過程において、文書送付嘱託により提出された文書は、本来であれば領収書と一緒に提出されるべきである。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められない。

また、2013・2014年度分の住民監査請求結果における「議会に対する要望」では、「議員から会派等への会費による支出については、支払いを証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡にも配慮し、透明性の確保に努められたい」と監査委員から指摘されているにもかかわらず、まったく改善されていない。

(ウ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない議員連盟等への支出（否認額340,000円）

高額の会費が支出されていた3つの新たな議員連盟と1つの政策研究会会費は、これまでと比較して大幅に減少したものの年間60,000円～100,000円の「産業政策研究会」への支出は続いている（年会費が数千円の従来からある議員連盟のものを除く）。

なお、この産業政策研究会については、県民から事実証明書①のような情報が寄せられているが、活動内容や会費の使途について全く報告されていないのであるから、このような批判をされても当然であると言わざるを得ない。

上記の会派共同政務活動費と同様、議員連盟等への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。議員連盟等が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められない。

香川県議会政務活動費マニュアルは、会派共同調査費、議員連盟会費も政務活動費として実費を充当可としているが、全国都道府県議長会は、「団体の活動内容や目的が政務活動に適うものであることが必要」としており、具体的な活動内容が明らかにならなければ適否を判断できないのであるから、もし、会派共同調査費や議員連盟会費への政務活動費充当を認めるなら、活動内容や具体的な使途について報告を求めるべきである。地方自治法第100条第16項も、香川県議会政務活動費交付条例第10条も、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを求めていることは改めて言うまでもない。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等（否認額4,172,009円）

自家用車を利用して経費を申請する場合、何人かの議員は、ガソリン代の領収書を添

付して半額以内を申請しているが、それ以外の議員は、各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の作成を求めているが、それらが公開されていない。何の目的でどこに行ったのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

また、新田耕造議員は2分の1に按分しなければならない車のリース料を全額計上しているため、2分の1を否認する。

- (オ) 支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうかが不明なもの（否認額29,347,177円）
主に人件費に関する支出であるが、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかが確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。また、政務活動費をめぐる具体的な問題点を指摘し、是正を強く求める文書（事実証明書①）が市民オンブズ香川事務局にも寄せられており、その他にも何人かの議員について、県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が多く寄せられている。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないかという県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報の黒塗りを廃止している。

香川県議会においても、県民から上記のような不信感を抱かれないとためにも、鳥取県議会のように人件費支払先の黒塗りを廃止すべきである。

なお、按分されている事務所経費については今回の返還請求対象としていないが、事務所の使用実態や家賃の支払先との関係、家賃が適正な金額であるかどうか等について多くの疑問がある。政務活動費の領収書等をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

- (カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの（否認額6,728,381円）

主に、広報紙作成費、報告会会場費、事務所費（光熱水費も含む）に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。とりわけ、広報紙作成費については、すべての議員が成果物の添付をしていないため内容が不明であり、「政務活動」と認められるかの判断ができない。顔写真やプロフィールが単なる宣伝活動であるといった一部違法判決が認められている事例もある。少なくとも顔写真やプロフィール、大書した名前、県政に直接関係の無い記事は、公費支出すべきではなく、按分による支出にすべきである。自主的に按分しているもの以外は、2分の1のみ認めるとする。

- (キ) その他、政務活動との関連がないもの（否認額2,464,247円）

上記分類以外で、政務活動との関連が不明なもの、政務活動の内容及び支出先が不明なもの等、以下の内容については、適切な支出と認められない。

佐伯明浩議員 296,375円 （事実証明書①で事務所は置いていない、という指摘がされている。また、高額であることから自宅の電気代の可能性が極めて高い）

新田耕造議員 13,305円 （同じ書籍を10冊購入）

松原哲也議員	18,580円	(17:22に広島に到着し、翌日9:00に出発する日程で「地方創生に関する現地視察」を実施するのは、きわめて不自然であり、具体的な活動内容も不明)
山本直樹議員	353,600円	(6,000枚以上の大量の年賀はがき購入)
米田晴彦議員	5,000円	(連合香川組織内議員懇談会の当該年度分以外の会費)
三野康祐議員	5,000円	(連合香川組織内議員懇談会の当該年度分以外の会費)
森 裕行議員	49,837円	(考古学と県政との関連が不明。考古学ジャーナルを複数部購入している)
岡野朱里子議員	182,700円	(政務活動との関連が不明な研修費等)
	25,000円	(支出先が不明)
	397,440円	(後援会の収支報告書に当該集会の参加費収入が計上されており、後援会活動と考えられる。所属政党の国会議員が登壇しており、政党活動とも考えられる)※事実証明書②
木村篤史議員	400,000円	(調査委託先・委託契約内容、調査内容、成果物等が全く不明)
	30,000円	(講演会の開催日時や内容等が不明)
山本悟史議員	674,882円	(著名人が講師の講演会に係る経費であるが、2009年2月26日の名古屋高裁判決、および最近の事例では、静岡県議が開催した同種の講演会が問題となり、同議員はその費用に充てた政務活動費全額を返還している。政務活動費の趣旨に鑑みれば、多額の経費をかけて毎年、開催する必要性は認められない)

エ 香川県議会の平成27年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が平成27年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「条例」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

今、全国の議会では、以下の通り、政務活動費の収支報告書や領収書等のインターネット公開が進んでいる。

都道府県：ネット公開済 大阪府・兵庫県・徳島県・高知県
2016年度交付分以降公開 富山県・三重県・奈良県・大分県

2017年度交付分以降公開 政令市：ネット公開済	宮城県・静岡県・鳥取県・島根県 京都市・大阪市・神戸市
2016年度交付分以降公開 中核市：ネット公開済	広島市 仙台市・静岡市 函館市・八戸市・大津市・西宮市
2016年度交付分以降公開 2016年10月交付分以降公開	郡山市・高崎市・横須賀市・富山市・尼崎市・高松市・高知市・鹿児島市・那覇市 岡崎市
2017年度交付分以降公開	旭川市・岐阜市・大分市・佐世保市

ところが、香川県議会では、収支報告書と領収書等は、紙ベースで閲覧することしかできない。また、調査研究や研修の内容、制作した議会報告等の成果物も添付されていない。貴重な公金を充てて行う政務活動の成果を真に県民に還元されるものとするためには、政務活動費の使途を県民に向けて透明なものにし、多くの県民の目でチェックできるようにすることが不可欠である。よって、早急にこれらの資料を議会のホームページで公開し閲覧できるように監査委員からも強く求めていただきたい。

(3) 添付書類（事実証明書）

- ア 2015年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表
(以下の書類については省略をする。)
- イ 市民オンブズ香川宛に県民から寄せられた匿名の投書
- ウ 「岡野しゅりこ県政報告会「わたしたちの地方創生」11.23」の関係書類
- エ 証拠書類各写し 各1通

4 請求書の補正

(以下、平成29年7月24日付で提出された住民監査請求書の補正についての原文の内容に即して記載する。)

(1) 補正の要旨

ア (3(2)ウ(ア)) 「公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。しかし、全国の都道府県議会の状況を調査（平成26年度政務活動費に関する住民監査請求の際に提出した全国調査結果参照）したところ、ほとんどの議会で、香川県議会のような地元の自治会や趣味の会、祭りの団体などへの支出は公職選挙法に抵触する恐れがあるとして認めておらず、例えば兵庫県議会では

「具体的に会合参加費については、公職選挙法に定める「寄附の禁止」に該当しないことを前提として、下記の要件を全て満たすものに対して充当できる、

- (1)他の参加者にも同一の会費負担が求められている「会費制」であること
- (2)「会費制」及び「会費額」が示された通知文書を議長に提出すること
- (3)当該会合における意見聴取等政務活動の内容について活動報告書に記載すること。」としている。

他県議会でインターネット公開され始めた政務活動費の領収書類を見ても、香川県議会のような「意見交換会費」の支出は全く見当たらない。平成25年度分、26年度分、27年度分と、毎回、住民監査請求で問題点を指摘しているが、このような支出が続いていることは重大な

問題である。

監査委員におかれでは、「会費額」が示された通知文書や当該会合における意見交換の具体的な内容についての報告書の提出を議員に求め、それが公職選挙法に抵触する違法な支出でないかどうか、また、政務活動費を充てることが不適正な飲食目的の会合でないかどうかなどを監査していただきたい。それが監査委員のお仕事だと考える。

イ (3(2)ウ(イ)) 「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

監査請求書本文にも記載の通り、平成25年度分、26年度分の住民監査請求結果において、監査委員は議会に対して「地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになつておらず、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡にも配慮し、透明性の確保に努められたい」と要望しておられるにもかかわらず、まったく改善されていない。このことを監査委員はどのように受け止めておられるのだろう。公金の使途の透明性に対する県民の目がますます厳しくなっている昨今、香川県の監査制度は機能していないのではないか、という県民の批判を受けないためにも厳正な監査をお願いしたい。

ウ (3(2)ウ(エ)) 「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出（新田耕造議員の自家用車リース料を除く）が適正でないと推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

監査請求書に記載の通り、監査委員が該当の議員に対して、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の提出を求めて監査して頂きたい。また、今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

なお、今回、請求書には記載しなかつたが、リース料の高額な高級車を利用して政務活動費から支出している議員が多い。県民から見ると、政務活動にこのような高級車が必要だとは到底考えられない。また、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを求めている地方自治法第2条第14項にも反するものであるから、監査委員におかれでは、これらが政務活動費の使途として適正であるかどうかについても、併せて監査して頂きたい。

エ (3(2)ウ(オ)) 「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」のうち、佐伯明浩議員及び西川昭吾議員以外の議員に係る支出について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

議員らに黒塗りされていない支払先情報と雇用契約書、業務内容、勤務実態等のわかる資料の提出を求め、それらが政務活動費を充当するのに適正なものかどうかを監査されるのが監査委員のお仕事である。

なお、佐伯議員、西川議員のみならず、人件費をめぐっては、平成25年度分の監査請求の際、事務所費を按分していなかった水本勝規議員は、収支報告書を修正して、事務所費の計上を2分の1に按分し、当初、提出されていなかった人件費の領収書を追加提出し、雇用していた人数を2人から4人に増やして、政務活動費の返還を免れている。「実は2人ではなく、4人雇用していました」という説明は到底納得できるものではない。平成26年度、27年度分も4名の人件費と事務所費に毎月60万円を支出し、そのうち2分の1の30万円を政務活

動費から支出していることになっていることについても、高額の事務所家賃といい、雇用人数の多さといい、極めて不自然である。

このように支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれでは、鳥取県議会にならい、人件費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付けることを、香川県議会に求めいただきたい。

オ (3(2)ウ(ウ)) 「議員連盟・政策研究会」についても、冒頭に述べた通り、その使途が明らかにされていない以上、適正な支出とは認められない。

なお、平成25年度分に関する住民訴訟においてはこれらの議員連盟・政策研究会も收支報告や領収書類提出の求めに応じておらず、産業政策研究会にいたっては文書提出命令の申立に対する意見書において「文書を保管していない」としている。政務活動費が公金から支出されているという基本的な認識さえないのでないかと疑わざるを得ない。

カ (3(2)ウ(カ)) 「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

広報紙について領収書等の関係書類がインターネット公開されている他県議会のケースを調査すると、添付された広報紙も公開しているケースが多いが、香川県議会ではそれらが公開資料に含まれていない。香川県議会でも広報紙を添付して議長に提出している議員もいるとのことだが、県民に公開される段階ではそれらは除外されている。請求人が目にしたものについては、顔写真が大きく掲載されていたり、政党関係の記述が多く含まれていたりするものもあった。

よって監査委員におかれでは、議員に広報紙の提出を求め、政務活動費を支出するのに不適正な政党活動、後援会活動に該当する部分が無いか監査して頂きたい。

キ (3(2)ウ(キ)) 「その他、政務活動との関連がないもの」のうち、監査委員は、新田耕造議員、山本直樹議員、木村篤史議員に係る支出が適正でないものと推認させるに足る事実及び根拠を示すこと、また、岡野朱里子議員に係る支出のうち「支出先が不明」としているものについて、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すこと、を求めておられる。

新田耕造議員は、「ボランティアガイドに説明する資料」として「瀬戸内公式ガイドブック（領収書但し書きのまま）」を10冊購入している。これは「瀬戸内国際芸術祭の公式ガイドブックと思われるが、同一書籍の複数冊購入については大阪高裁が返還を求める判断をしている判例もあり、仮にボランティアガイドであっても、もし、選挙区内の住民にこれらを配布したとすれば、公職選挙法違反となり、違法・不当な支出にあたる。

山本直樹議員は6,000枚以上の大量の年賀はがき（353,600円）を購入している。議員は、公職選挙法で自筆の返信以外は年賀状を出すことを禁じられていることは言うまでもない。また、色々な店で年賀はがきを購入しているのもきわめて不自然であり、選挙運動や後援会活動も兼ねて多くの店で購入した可能性も否定できないので、政務活動費の使途として違法または不当な支出にあたる。

木村篤史議員は「有害鳥獣に関する免許・処理・補助等の調査業務委託料（交通費・謝礼等一切を含む）」として400,000円を支出しているが、委託契約内容、調査内容、成果物が公開されていないため、全く不明である。委託先は住所から判断すると元・香川県議会議員ではないかと思われるが、業務委託料が適正な金額とは考えられず、政務活動費の使途として違法または不当な支出にあたる。

岡野朱里子議員の研修費No. 8の支出は「生活困きゅう者支援の勉強会」と記載されているが、銀行の利用票が添付されているのみで、支出先が全く不明である。勉強会が開催されたのであれば、主催者、開催日時、参加費、内容等の報告があるべきであるが、それらが不明なため、政務活動費の使途として違法または不当と判断せざるを得ない。

ク ご指摘の支出が証拠書類と一致しないものについては訂正、また、写しが欠如していたものについては添付の上、再度提出する。

ケ ご指摘の森裕行議員に係る（3（2）ウ（キ）の）「その他、政務活動との関連がないもの」の否認額については、否認理由及び議員別返還請求集計表を添付の通り訂正した。

「考古学」「考古学ジャーナル」については複数部購入ではないが、政務活動と関連がないので否認する。

コ 上記ク及びケの訂正の結果、返還請求額及び否認理由毎の否認額を以下の通り訂正する。

返還請求総額 69,843,801円

（ア）公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性があるもの

否認額 13,357,000円

（イ）具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出

否認額 13,104,400円

（ウ）具体的な支出内容がまったくわからない議員連盟への支出

否認額 340,000円

（エ）按分されていない自家用車利用経費

否認額 4,513,686円

（オ）支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの

否認額 29,347,177円

（カ）政党活動、後援会活動等での使用との区分が曖昧なもの

否認額 6,728,381円

（キ）その他、政務活動との関連がないもの

否認額 2,453,157円

サ 事実証明書①は、市民オンブズ香川宛に県民から寄せられた匿名の投書である。この他にも同様の情報提供は何件も寄せられているが、この投書には人件費の支払先や「産業政策研究会」という固有名詞など、具体的な内容が含まれていたので、今回、事実証明書として提出したものである。

（2）添付書類（事実証明書）

ア 都道府県議会調査 会費制でない選挙区内の会合等への政務活動費支出の有無について
(以下の書類については省略をする。)

イ 2015年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表のうち、訂正した部分

ウ 証拠書類各写し 各1通

【補正後】2015年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表 (旧会派)

旧会派名	議員名	A 意見交換会費		B 会派共同政務活動費等		C 議員連盟会費		D 指定してない自動車経費		E 支払先不明の人事費		F 指定していない議会報告印刷費・事務所費等		G その他の違法・不当な支出		合計		旧会派別合計	
		件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
自民党議員会	綾田福雄	18	180,000	1	440,000	0	0	0	24	1,200,000	0	0	0	0	43	1,820,000	2,176	54,243,123	
	有福哲二	83	620,000	1	440,000	0	0	1	228,309	12	960,000	0	0	0	0	97	2,248,309		
	氏家孝志	55	347,000	1	440,000	0	0	1	370,259	16	691,800	0	0	0	0	73	1,849,059		
	石川豊	105	743,000	1	440,000	0	0	1	396,566	12	1,200,000	0	0	0	0	119	2,779,566		
	尾崎道廣	136	965,000	1	440,000	0	0	1	134,273	6	360,000	0	0	0	0	144	1,899,273		
	大山一郎	0	0	1	440,000	0	0	0	0	24	1,260,000	0	0	0	0	25	1,700,000		
	香川芳文	106	1,009,700	1	440,000	0	0	1	185,463	2	673,200	0	0	0	0	110	2,308,363		
	鎌田守恭	0	0	1	440,000	0	0	0	0	12	960,000	25	801,960	0	0	38	2,201,960		
	黒島 啓	8	54,000	1	440,000	0	0	0	0	26	1,694,225	1	88,746	0	0	36	2,276,971		
	五所野尾恭一	73	423,700	1	440,000	0	0	1	42,495	1	1,075,200	1	140,400	0	0	77	2,121,795		
	齊藤勝範	117	1,091,000	1	440,000	0	0	1	320,161	0	0	0	0	0	0	119	1,851,161		
	佐伯明浩	182	1,107,000	1	440,000	5	100,000	1	459,245	12	471,600	1	20,000	12	296,375	214	2,894,220		
	十河 直	26	251,000	1	440,000	0	0	1	218,800	0	0	1	108,972	0	0	29	1,018,772		
	高木英一	0	0	1	440,000	0	0	0	0	12	360,000	3	1,526,722	0	0	16	2,326,722	2,176	54,243,123
	高城宗幸	139	1,088,000	1	440,000	0	0	1	341,677	2	60,000	0	0	0	0	143	1,929,677		
	谷久浩一	22	189,000	1	440,000	3	60,000	0	0	0	0	0	4	357,500	0	0	30	1,046,500	
	辻村 修	110	690,700	1	440,000	0	0	1	52,503	12	300,000	1	114,851	0	0	125	1,598,054		
	新田耕造	11	68,700	1	440,000	5	100,000	2	532,520	2	300,000	0	0	1	13,305	22	1,454,525		
	花崎光弘	12	103,000	1	440,000	0	0	1	295,408	24	1,177,200	0	0	0	0	38	2,015,608		
	平木 享	79	679,000	1	440,000	0	0	0	0	29	725,000	0	0	0	0	109	1,844,000		
	松原哲也	28	170,000	1	440,000	4	80,000	1	235,838	2	914,062	0	0	3	18,580	39	1,858,480		
	松村秀樹	3	15,000	0	0	0	0	1	26,418	18	685,000	0	0	0	0	22	726,418		
	松本公繼	3	24,000	1	440,000	0	0	1	483,590	12	600,000	0	0	0	0	17	1,547,590		
	水本勝規	0	0	1	440,000	0	0	0	0	48	2,400,000	0	0	0	0	49	2,840,000		
	宮本欣貞	137	991,500	1	440,000	0	0	0	0	0	0	11	550,000	0	0	149	1,981,500		
	山下昭史	169	850,000	1	440,000	0	0	0	0	12	1,020,000	0	0	0	0	182	2,310,000		
	山田正芳	39	331,700	1	440,000	0	0	0	0	14	1,820,000	0	0	0	0	54	2,591,700		
	山本直樹	23	181,000	0	0	0	0	0	0	11	279,500	3	388,800	20	353,600	57	1,202,900		
社民党県民連合	高田良徳	0	0	11	308,000	0	0	0	0	10	779,900	2	216,000	0	0	23	1,303,900	272	7,046,265
	竹本敏信	40	321,000	13	348,400	0	0	0	0	10	658,800	1	124,000	0	0	64	1,452,200		
	米田靖彦	0	0	12	336,000	0	0	0	0	0	4	371,750	1	5,000	17	712,750			
	三野康祐	0	0	12	336,000	0	0	0	0	25	966,400	2	475,740	1	5,000	40	1,783,140		
	森 裕行	101	507,000	12	336,000	0	0	0	0	12	900,000	0	0	3	51,275	128	1,794,275		
民主党議員会	岡野朱里子	1	5,000	0	0	0	0	0	14	530,000	0	0	4	605,140	19	1,140,140	82	3,872,606	
	木村篤史	45	231,000	0	0	0	0	0	11	625,000	1	160,920	2	430,000	59	1,446,920			
	山本悟史	0	0	0	0	0	0	0	0	2	610,664	2	674,882	4	1,295,546				
公明党議員会	都築信行	1	5,000	0	0	0	0	1	190,161	2	40,000	2	105,516	0	0	6	340,677	10	397,477
	広瀬良隆	1	10,000	0	0	0	0	0	3	46,800	0	0	0	0	4	56,800			
共産党議員会	樋 昭二	0	0	0	0	0	0	0	38	1,175,120	3	283,420	0	0	41	1,458,540	58	2,079,330	
	白川容子	0	0	0	0	0	0	0	14	338,370	3	282,420	0	0	17	620,790			
	西川昭吾	11	105,000	0	0	0	0	0	28	2,100,000	0	0	0	0	39	2,205,000	39	2,205,000	
		1,884	13,357,000	86	13,104,400	17	340,000	18	4,513,686	512	29,347,177	71	6,728,381	49	2,453,157	2,637	69,843,801	2,637	69,843,801

【都道府県議会調査】 会費制でない選挙区内の会合等への政務活動費支出の有無について
(市民オンブズ香川調べ／2016年2月26日現在)

	【問1】会費制でない選挙区内の会合等に、会費・参加費・意見交換会等の名目で政務活動費を支出している議員はいるか。		【問2】会費制でない選挙区内の会合等に、会費・参加費・意見交換会等の名目で政務活動費を支出することを禁止する規定や申し合わせがあるか。		具体的な規定等の内容について
	いる	いない	ある	ない	
1. 北海道	不明※		○		※その会議について、会費があるのかどうかの判断はしていない。
2. 青森県	○	○			(政務活動費を充当するのに適しない例の一つに)私的経費や政務活動の趣旨に適わない交際費の支出には充当しない」とされ、具体例として、「個人の立場で加入している団体などに対する会費等(町内会費、公民館費、社年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費及びライオンズクラブ、ロータリークラブ会費)、「政務活動と関連しない団体への会費・参加費」が示されています。)
3. 秋田県	○		○		公職選挙法が禁止する寄附行為に該当すると思われるため、あえて政務活動費の使途マニュアルに記載する必要はないと考える。
4. 岩手県	○	○			事務処理マニュアルにおいて、冠婚葬祭等(葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等)の私的活動及び飲食・会食を主目的とする各種会合への出席に要する費用などは充当できない。
5. 山形県	○		○		
6. 宮城県	○	○			「政務活動費の手引き」に規定あり
7. 福島県	○		○		
8. 茨城県	○		○		
9. 栃木県	○		○		
10. 埼玉県	○	○			公職選挙法で禁止されている寄附に該当する支出には充当できない。
11. 群馬県	○	○			政務活動費の一環として、選挙区内各団体が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議会合等における会費以外の支出を行うことは、公職選挙法で禁止された寄附に該当する。
12. 千葉県		○	○		・町内会、趣味の会など個人的に関係する団体等が主催するもの及び政党、政治家等が主催するパーティ等について対象とすることはできない。 ・茶菓子代のほか、昼食代、夕食代、会議に付随した飲食を伴う懇親会の経費など、飲食に要した経費については、政務活動費をあてることはできない。「千葉県議会政務活動費の手引き(平成25年3月改訂版)(抜粋)」より
13. 東京都	○		○		
14. 神奈川県	不明		○		
15. 山梨県	○		○		
16. 静岡県	○		○		
17. 長野県	○		○		
18. 愛知県	不明		○		公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費、祭記・祭礼への出席に要する経費、他の団体の役員を兼ねている場合における、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費には充当できない。
19. 岐阜県	○		○		「政務活動費マニュアル」から抜粋 『会費・負担金の支出について「他者が主催する会議等に要する経費として」飲食を伴う会費・負担金の支出については、県民の誤解を招きやすい部分であり、政務活動費を充当する場合にあっては、政務活動との一体性・関連性が必要であり、かつ、会費の支出先となる団体の活動内容やその金額、参加者、実施形態、開催場所等が「公職選挙法の制限に抵触しないこと」及び「社会通念上妥当な範囲のものであること」が必要であると考えられます。』
20. 三重県	○	○			「政務活動費ガイドライン」に政務活動費を支出することが不適切と考えられる例に記載あり。
21. 新潟県	○	不明			
22. 富山県	○	○			懇親会の会費については、それが会派(議員)が所属していない団体等が主催する意見交換を目的とした会合に付随するものであって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする。
23. 石川県	○	○			マニュアルに会費として支出するに適しない例を示している。
24. 福井県	○		○		マニュアルに「実質的な意見交換を目的とした会議であること」とし、領収書だけでなく「開催通知(会議資料)」も必要であることを明記している。
25. 京都府	○		○		
26. 滋賀県	2人／47人中		○		政党、選挙、後援会、私的のものは対象外
27. 奈良県	○		○		
28. 和歌山県	不明		不明		
29. 大阪府	不明		○		
30. 兵庫県	不明 (※平成26年度は明示した規定がなく不明)		○		具体的に会合参加費については、公職選挙法に定める「寄附の禁止」に該当しないことを前提として、下記の要件を全て満たすものに対して充当できる。 (1)他の参加者にも同一の会費負担が求められている「会費制」であること (2)「会費制」と「会費額」が示された通知文書を議長に提出すること (3)当該会合における意見聴取等政務活動の内容について活動報告書に記載すること。(平成27年6月12日付け手引改正)
31. 岡山県		○	○		マニュアルに「調査研究費」と「会議費」の項目に、特に食糧費について記述があり、会費の額が明確に定められている(意見交換を目的とした会合に付随するものであり、会費の額、参加者、実施形態、開催場所等が社会通念上相当な範囲のものである限り充当可。上限額は5千円とする。)ことを条件としている。
32. 広島県	不明※		○		※個々の会議について会費制であるかどうかは把握していない。
33. 鳥取県	○		○		
34. 島根県	不明※		○		※個々の会議について会費制であるかどうかは把握していない。
35. 山口県	○		○		
36. 徳島県	○		○		
37. 香川県	30人／41人中		○		事務処理マニュアルで「会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする」と規定している。
38. 愛媛県	○	○			
39. 高知県	○	○			マニュアルに会費として支出するに適しない例を示している。
40. 福岡県			○		そもそも会費制でないものに金員を支払うことと想定していない。仮に会費の実質がある場合でも当該会費が政務活動に資するものかどうかという観点から充当の可否について判断している。また、議員が個人の立場で加入されている団体等の会費(商工会費、スポーツクラブ費、同窓会費など)には、充当はできないこととなっている。
41. 佐賀県	○	○			親睦または飲食を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費は充当不可。
42. 長崎県	○		検討中		平成28年度から取り扱いの改正を行うこととしており、その中で、会議等について開催通知等の文書の添付を求めていている。
43. 大分県	○		○		
44. 熊本県	○	○			政務活動費事務処理の手引きにおいて、経費別での支出にあたっての運用指針がある。アルコール・食事代には支出できない。
45. 宮崎県	○	○			使途基準マニュアルにおいて、会合等の出席に要する会費については、会費の額が明確に定められていることが要件となっている。
46. 鹿児島県	○		○		
47. 沖縄県	○		○		

選挙区内の会費制でない会合等に政務活動費を支出している議員が… いる 2県 いない 37府県 不明 8道県

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成29年7月26日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、平成27年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年8月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人2名の出席があり、証拠の提出はなかったが、各請求人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人（植田真紀）の陳述（要旨）

ア 人件費の支出

人件費の支出先の個人名が黒塗りされるため、親族に対する支出かどうかが分からないものが多い。

鳥取県議会では、平成24年度の情報公開請求を契機に、政務活動費が親族に支払われている可能性が議会事務局で議論になり、人件費の支出先の個人名の黒塗りの可否について文書で議員に意見を聴いた結果、抵抗や反対の声もあったが、それよりも透明性の確保が大事だということで、平成23年度分の支出から、人件費の支出先の個人名を黒塗りすることを廃止した。

この考え方となった大きな理由は、政務活動費も補助金の一つであり、多くの補助金では個人か法人かを問わず、税金からの支出である以上その支出先が明らかになるが、政務活動費だけを例外とすることは県民に対して問題があり、一般的な補助金と同様に、政務活動費も捉えるべきだとの考え方には立っている。

香川県議会では、多額の人件費が支出されているが、支出先の個人名が黒塗りされるため、支出先が全くチェックされないことについて、早急に改善すべきだと考える。

イ 意見交換会や県政報告会会費の支出

公職選挙法で禁止された寄附行為に該当する可能性があるとされている意見交換会や県政報告会の費用として、各種団体に5,000円や1万円という単位で多額に支出されている。

これまでの監査結果の中では、公職選挙法に違反しているか否かについての監査はしないとされてきた。今回の補正の中で、全国の都道府県議会の状況についての資料を追加したが、多くの都道府県議会では、このような支出は、公職選挙法で禁止された寄附行為に当たる可能性が極めて高いとして、そもそも支出が認められていない。

したがって、私たちが住民監査請求を行ってきた中で、公職選挙法に違反するかどうかは監査の対象ではないとされてきた判断には問題があると思う。全国の都道府県議会において公職選挙法に違反するということで支出自体を認めていないという考え方にして、それを監査し判断しなければ、監査をしたことにならないと考えるので、この点に特に注意して、

監査をお願いしたい。

最後に、今回、香川県議会に関しては、先々週に海外視察が非常に大きな問題となった。現在も、県議会や知事部局に多くの県民からの抗議が続いていると聞いている。

これを考慮すると、海外視察も政務活動費の支出の問題もその根底は同じであり、税金を使って議員特権の上にあぐらをかいているのではという点については、是非厳しい目で、監査をしていただくようお願いする。

(2) 請求人（渡辺智子）の陳述（要旨）

ア 自家用車を利用した際の支出

自家用車の利用経費については、自己申告で、しかも按分されていない状況で金額が計上されている。

政務活動費マニュアルによると、参考様式第4号として「政務活動費走行台帳」が定められており、議員は、何月分として、いつどこへ何をするのに何キロメートル走行したかを記載することが求められている。

議会事務局に確認したところ、「この様式は、政務活動費の確認の際には提出を受けているが、確認後に返却している。」とのことである。議員は、この参考様式を作成しているが、議員によって走行距離にも幅があるので、「政務活動費走行台帳」の提出を議会に求めて、監査をしていただきたいと思う。

また、他の議会で問題となり知ったのだが、自家用車の利用経費は、1キロメートル当たり37円の単価で計算されているが、これは大変高いと思っている。県の職員の単価と同じだと思っていたところ、職員等の旅費に関する条例第15条第1項では確かに37円と規定されているが、これは職員以外の一般の方に県の用務で移動してもらう際に適用されるもので、第2項では県の職員は20円が適用されると規定されており、担当課の職員からも、県の職員は20円が適用されていることを確認している。

他の県でも見直しが進んでいるようだが、そもそも37円という単価は高すぎる。加えて、請求書の中で主張しているように、「政務活動費走行台帳」を検証しないと、本当に政務活動費を充てるべきかどうかの確認ができないので、きちんと、議会事務局に提出を求めていただきたい。

イ 広報紙等の公開

広報紙等について、議員は、議会事務局に広報紙の実物を提出したと言っているが、県民に公開される際には実物は除かれており、提出されたのに公開されないのはおかしいので、業務委託であれば契約書や成果報告書も、関係書類として併せて公開されるようにしていただきたい。

また、昨年、全国のオンブズマンと一緒に、政務活動費の領収書のインターネット公開について全国で陳情を行った。高松市議会については、今年度から、先日公開されたものからインターネット公開がされているが、香川県議会では、「継続審査」という名のもと、「店晒し」にされている。

高松市議会の状況をみると、ここ数年間で、使われずに返還される額が2倍以上に増えている。2013年度が478万円、2014年度が383万円、2015年度は400万円、そして今回の2016年度では1,006万円と、やはり、市民が見ていくから変な支出はできないというように議員の意識が変わってきていると思う。

監査委員においては、例えば会派の共同政務活動費について、会派に支給されている都道府県においては、その会派において收支報告や領収書の添付がなされていることとの均衡を考えれば、現在のあり方を見直すべきだとの意見を毎回出されているにも関わらず無視されている状況にあることを重く受け止めていただきたい。

また、海外視察の問題では、香川県全体を「うどん県」と宣伝しても、「香川県は、議員がひどいことをしている県」となる。県税の徴収などで県民に接する担当職員の中には、「税金を払っているのにあれは何事だ。もう税金を払わないぞ。」と言われて、大変不本意な思いをした方もいるのではないかと思う。

これは、県にとって非常に大きなマイナスである。監査委員は、今まで議会の常識に則った判断をしてきたのであろうが、それは県民にとっては非常識なのだということが、今回のことにより非常に明らかとなった。

厳しい監査をすることは、議会のそういうところを改める、本当に大きな意義があることだと思うので、是非とも、厳しい監査の実施と、議会に対してインターネット公開を始めとして、自家用車の利用経費の算定における金額の見直しなども含めて、返還を求める措置を出していただきたい。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である香川芳文監査委員及び高城宗幸監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本県請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、竹本敏信議員の会派共同政務活動費1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、山本直樹議員の広報費1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）及び年賀はがき購入費の支出、新田耕造議員の資料購入費の支出、松原哲也議員の調査研究費の支出並びに森裕行議員の考古学に関する経費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研

究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとすることが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成

12年香川県条例第79号) 第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還 (政務活動費交付条例第12条)

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲 (政務活動費交付条例第2条)

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1)議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2)団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1)議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2)団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的な内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

(イ) 政務活動費の使途基準

全般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

(ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等（提出期限、提出書類、保存書類）、残余額の返還、収支報告書等の修正、情報公開

(エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、収支報告書等修正届（様式第5号）

(オ) 参考資料

地方自治法（抄）、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法（抄）、様式（政務活動費の交付を受ける議員（様式第1号）、政務活動費の交付を受ける議員の異動（様式第2号）、政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、収支報告書等修正届（様式第5号）、閲覧請求書（様式第6号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、政務活動費振込口座届（参考様式第6号））

(3) 政務活動費の支出等の状況

平成27年度における年度途中退職者分を除く政務活動費の支出の状況は、平成28年7月4日現在では次のとおりであった。

項目	金額
政務活動費交付金額	146,100,000円
実支出金額	140,034,969円
政務活動費を充当した支出金額	135,680,966円
残余額（返還額）	10,419,034円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である（各議員別の状況は次表のとおり）。なお、41名の議員のうち、年間交付金額360万円を超えて支出している議員は24名である。

平成27年度政務活動費収支状況総括表（議員別）（年度途中退職者分を除く。）

（50音順）

平成28年7月4日現在

NO	氏名	会派	内訳	交付金額	支出金額	残余額 (返還額)
1	綾田福雄	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,927,138	672,862
2	有福哲二	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,830,246	0
3	石川豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,608,082	0
4	氏家孝志	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,626,399	0
5	大山一郎	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,674,176	0
6	岡野朱里子	民主党議員会	300,000円×11月	3,300,000	3,191,831	108,169
7	尾崎道広	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,975,957	0
8	香川芳文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,642,334	0
9	樺昭二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,309,490	290,510
10	鎌田守恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,748,039	0
11	木村篤史	民主党議員会	300,000円×11月	3,300,000	2,440,021	859,979
12	黒島啓	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,559,288	40,712
13	五所野尾恭一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,660,634	0
14	齊藤勝範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,585,018	14,982
15	佐伯明浩	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,199,743	0

16	白川容子	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	2,926,198	673,802
17	十河直	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,615,998	0
18	高木英一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,090,288	0
19	高城宗幸	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,684,226	0
20	高田良徳	社会民主党・県民連合	300,000円×11月	3,300,000	3,631,197	0
21	竹本敏信	社会民主党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	3,765,018	0
22	谷久浩一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,714,590	0
23	辻村修	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,374,653	225,347
24	都築信行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,469,763	2,130,237
25	西川昭吾	無所属	300,000円×12月	3,600,000	3,770,711	0
26	新田耕造	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,633,800	0
27	花崎光弘	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,542,444	57,556
28	平木享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,321,627	278,373
29	広瀬良隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,654,236	1,945,764
30	米田晴彦	社会民主党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,027,840	0
31	松原哲也	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,776,612	0
32	松村秀樹	恵風	300,000円×11月	3,300,000	1,965,202	1,334,798
33	松本公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,618,194	0
34	水本勝規	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,040,000	0
35	三野康祐	社会民主党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	3,887,073	0
36	宮本欣貞	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,820,407	779,593
37	森裕行	社会民主党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	3,608,838	0
38	山下昭史	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,559,321	40,679
39	山田正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,536,516	63,484
40	山本悟史	民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,624,008	0
41	山本直樹	県政会	300,000円×11月	3,300,000	2,397,813	902,187
計				146,100,000	140,034,969	10,419,034

(備考)

※ 会派名は、平成28年3月31日時点のもの。会派欄中、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「社会民主党・県民連合」は「香川県議会社会民主党・県民連合」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」、「民主党議員会」は「香川県議会民主党議員会」を示す。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 意見交換会会費

会費制でない会合等に、政務活動費を充てることの可否及びその理由について、次のとおり報告があった。また、監査請求対象議員の意見交換会の件数及び金額のうち、監査請求内容と異なるものとして、香川芳文議員の金額は1,004,700円、木村篤史議員の金額は230,000円、斎藤勝範議員の件数は116件で金額は641,000円、十河直議員の金額は261,000円、高城宗幸議員の金額は1,078,000円、花崎光弘議員の金額は98,000円、平木享議員の金額は678,000円、宮本欣貞議員の金額は1,011,500円、森裕行議員の金額は505,000円であることが確認された。

ア 可否

会費制でない会合等に対する支出は可と判断する。

イ 理由

- (ア) 政務活動費交付条例の第2条第1項で、「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものとする。」とし、同条第2項で、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるるものとする。」と規定して、議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費や団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に政務活動費を充てることを認めている。
- (イ) 会費制でない会合等に対する支出については、それらの団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができる。
- (2) 会派共同政務活動費（香川地域政策センター費を含む。）
自民党議員会の会派共同政務活動費、社会民主党・県民連合の会派共同政務活動費及び香川地域政策センター費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。
なお、竹本敏信議員に係るもののうち1件については、監査請求内容と異なり、金額が12,000円であることが確認され、当該1件については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。
- 書類の範囲
政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（領収書等）の写しを添えて提出することを義務付けしている。
領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。
なお、提出書類については各経費共通である。
- (3) 産業政策研究会会費
産業政策研究会の会費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。
上記(2)の書類の範囲と同じ。
- (4) 議員17名の自家用車に係る経費
ア 自家用車燃料費
有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、五所野尾恭一議員、斎藤勝範議員、佐伯明浩議員、十河直議員、高城宗幸議員、辻村修議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松原哲也議員、松村秀樹議員及び松本公継議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。
- イ 新田耕造議員の自動車リース料
自動車リース契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。
これによると、自動車リース契約の内容は、1台を対象とし、リース料を月額55,000円、リース期間を5年間とするものであった。
議員からは、「公開している領収書等添付票に、按分率と、按分後の額が記載されていな

かつた。」とする説明があった。

(5) 議員35名の人物費

綾田福雄議員、有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、大山一郎議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樋昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、佐伯明浩議員、白川容子議員、高木英一議員、高城宗幸議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、辻村修議員、都築信行議員、西川昭吾議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、広瀬良隆議員、松原哲也議員、松村秀樹議員、松本公継議員、水本勝規議員、三野康祐議員、森裕行議員、山下昭史議員、山田正芳議員及び山本直樹議員の政務活動補助職員に係る人物費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。

なお、監査請求対象議員の人物費の金額のうち、監査請求内容と異なるものとして、平木享議員の金額は735,000円であることが確認された。

ア 被雇用者が生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）に該当しないことの説明
人物費については、生計を一にする親族を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費での負担割合を2分の1超としている場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、大山一郎議員、岡野朱里子議員、樋昭二議員、五所野尾恭一議員、白川容子議員、竹本敏信議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員及び広瀬良隆議員については、雇用契約書に「政務活動補助事務」と記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

鎌田守恭議員については、雇用契約書において勤務形態は別途協議することとなっているが、口頭により、就業場所、就業時間及び職務内容について、双方の間で協議されており、政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

また、10分の8を充当している有福哲二議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務もたまに従事することも想定され、時間換算した場合、2割程度と判断したため、10分の8としている。」とする説明が、4分の3を充当している黒島啓議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務に係る電話対応等も突然的に発生することも想定され、その割合は約4分の1と見込まれることから4分の3としている。」とする説明があった。

(6) 議員17名の広報費

樋昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、佐伯明浩議員、白川容子議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、辻村修議員、都築信行議員、米田晴彦議員、三野康祐議員、山本悟史議員及び山本直樹議員に係る広報誌等の現物及び領収書の写しの提出があり、その内容は次のとおりであった。

なお、広報費の金額のうち、監査請求内容と異なるものとして、樋昭二議員の政務活動費充当額の金額は564,840円であることが確認された。

また、山本直樹議員に係るものうち1件（86,400円）については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

議員名	広報物	作成部数	作成費用	政務活動費 充当額	配布方法	配布先
樺 昭二	県政報告 Vol. 27	25,000	156,600	156,600	郵送、直接	高松市内
	県政報告 Vol. 28	35,000	204,120	204,120		
	県政報告 Vol. 29	35,000	204,120	204,120		
鎌田守恭	県政通信冬号	13,000	187,920	187,920	郵送	高松市内
木村篤史	県政報告	15,000	321,840	321,840	ポスティング	さぬき市内
黒島啓	県政報告	7,000	177,491	177,491	折り込み	小豆郡内
五所野尾恭一	県政報告	8,000	280,800	280,800	ポスティング	まんのう町、琴平町全域
佐伯明浩	県政報告	7,700	40,000	40,000	郵送	観音寺市内
白川容子	県政報告 Vol. 27	25,000	156,600	156,600	郵送、直接	高松市内
	県政報告 Vol. 28	35,000	204,120	204,120		
	県政報告 Vol. 29	35,000	204,120	204,120		
十河直	県政報告パンフレット	20,000	217,944	217,944	郵送	さぬき市内
高木英一	県政報告	12,000	464,400	464,400	郵送	牟礼町、庵治町
	県政報告	6,400	377,620	377,620		
	県政報告	30,000	684,702	684,702	郵送	牟礼町、庵治町、高松町、新田町ほか
高田良徳	議会報告秋号	6,000	162,000	162,000	郵送	善通寺市内
	議会報告冬号	14,000	270,000	270,000		
竹本敏信	県政レポート	25,000	248,400	248,400	郵送	高松市内
辻村修	政務活動報告書	2,000	229,701	229,701	直接	善通寺市内
都築信行	県政だより	6,000	145,800	145,800	直接	高松市内
米田晴彦	HOT 県通信 6 号	20,000	148,000	148,000	郵送	丸亀市内
	HOT 県通信 7 号	25,000	185,000	185,000		
	HOT 県通信 8 号	20,000	248,500	248,500		
	HOT 県通信 8 号 増刷	8,000	162,000	162,000		
三野康祐	県政報告ネットワーク だより 29 号増刷	10,000	151,200	151,200	直接	高松市内
	県政報告ネットワーク だより 30 号	30,000	800,280	800,280	郵送、直接	
山本悟史	県政レポート 2015 年夏号	148,350	576,784	576,784	ポスティング、 折り込み	高松市内
	県政レポート 2016 年早春号	164,000	644,544	644,544		
山本直樹	広報誌	4,800	86,400	86,400	郵送	城乾、城坤、城北、城西校区他
	県政報告	10,000	291,600	291,600	ポスティング	
	県政報告	15,000	399,600	399,600	ポスティング	旧市（城乾、城坤、城北、城西、城南、飯野）

(7) 議員3名の事務所費

ア 鎌田守恭議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年4月1日、賃貸借の対象を1階の一部及び3階の1室の一部とし、賃料は1階の一部が月額45,500円、3階の1室の一部が月額64,000円とするものであり、使用目的については、「県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならない」と規定されている。

また、光熱水費について、契約日を平成26年4月1日、料金の負担割合を1階が3分の1、3階が2分の1とする内容の契約が締結されている。

議員からは、「1階は後援会事務所と管理会社とで併用し、3階の1室は後援会との併用である。このため、賃借料及び光熱水費については、1階部分は3分の1、3階部分は2分の1を按分して政務活動費を充当している。」とする説明と併せて、賃借料及び光熱水費の全体支払額（政務活動費を充当していない部分を含むもの）の報告があった。

イ 谷久浩—議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員からは、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している高松市所在の当該事務所は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」とする説明があった。

ウ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、「政務活動に係る事務所として使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。」とする説明があった。

(8) 佐伯明浩議員の事務所費（電気代）

雇用契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、自宅内に政務活動のための事務所を置いており、議員からは、「当該事務所において、政務活動補助職員が、政務活動に係る陳情等の処理や資料作成を行っており、専ら政務活動事務に従事している。」とする説明があった。また、政務活動補助職員の雇用契約書において、就業場所は「甲（当該議員）の自宅内の事務室」と規定されている。

(9) 新田耕造議員の資料購入費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。なお、現物について提出を求めたところ、在庫がないとして提出されなかった。

これによると、領収書に記載の「瀬戸内公式ガイドブック」とは、「瀬戸内国際芸術祭2016公式ガイドブック」であり、議員からは、「瀬戸内国際芸術祭のボランティアの方々に、当芸術祭について、より理解を深めてもらうため配布したもので、県の重要なイベントであ

る当芸術祭の円滑な推進を支援するため、ボランティアに対する当芸術祭の広報活動を行つたものである。」とする説明があった。

なお、当該ガイドブック10冊の購入費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(10) 松原哲也議員の調査研究費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、地方創生のための現地調査として、平成27年8月10日の17時30分から18時40分までの間で、広島駅周辺の公共交通及び商業施設などにおいて、公共交通機関への試乗及び聞き取り調査、その他施設関係者への聞き取り調査などを行ったものであり、議員からは、「都市部と地域間格差が進行する中、地方としての公共交通アクセス状況や地元経済活動等による賑わいづくりについて、中四国の中心都市である当地のいきた取組状況を調査し、政府主導で進められている地方創生の施策展開につなげるための現地視察である。」とする説明があった。

なお、当該調査研究費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(11) 山本直樹議員の年賀はがき購入費

現物の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、20回にわたり丸亀市内の郵便局を中心に15か所（不明とされた1回分を除く）で合計6,800枚の年賀はがきを購入し、送付先は丸亀市内とするものであり、議員からは、はがきに記載された内容は、自己の政務活動について報告を行ったものであり、広報活動の一環である。」とする説明があった。

なお、当該年賀はがきの購入費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(12) 米田晴彦議員及び三野康祐議員の連合香川組織内議員懇談会会費

連合香川組織内議員懇談会の規約、決算関係資料及び領収書の写しの提出並びに当該懇談会の会費を平成27年度に支出している理由等について報告があった。

これによると、当懇談会の会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとするものであり、当懇談会の会費を平成27年度に支出している理由については、「当懇談会の2016年度（平成28年度）会計年度は、連合香川と同じく、平成27年10月1日から平成28年9月30日までになっており、米田晴彦議員は平成27年11月11日に、三野康祐議員は平成28年2月12日に支払っているので、平成27年度政務活動費の支出となる。」とする説明があった。また、対象期間が翌年度にまたがる会費の支出に政務活動費を充てることの可否については、「会計年度は、毎年同じサイクルで継続しているため、二重の支払にはなっていないと考える。他の経費も実際に支払った月日で判断している。」とする説明があった。

(13) 森裕行議員の考古学に関する経費

ア 雑誌「考古学ジャーナル」及び「考古学」の購入費

「月刊考古学ジャーナル」及び「季刊考古学」の現物の一部としてそれぞれ2冊並びに領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

議員からは、「考古学は、日本の成立から現在までを的確に検証する重要な分野であることを知らしめることにより、誤解のない歴史を伝えていくことができる。歴史教育において

て、歴史的事実を捻じ曲げることなく伝えていくことが大事であるので、研究調査活動を行っており、常に最新の情報を得るために購読している。」とする説明があった。

なお、当該雑誌の購入費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

イ 「日本考古学協会」の会費

一般社団法人日本考古学協会の概要として同協会のホームページの写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、日本考古学協会は、自主・民主・平等・互恵・公開の原則にたち、考古学の発展と社会に対する責任を遂行することを目的として、1948年に設立された日本最大の考古学研究者の組織であり、各種研究・調査、研究発表会や学術講演会の開催、学会誌等の発行、文化財の保護及び活用などの事業を行っているものと認められた。

議員からは、「日本考古学協会は、近年の学校教科書における内容の不備を確認し、修正するなどの活動ができており、公共的な目的を果たしているので、会員として各種情報を得ることにより、調査研究ができる。」とする説明があった。

(14) 岡野朱里子議員の研修費

コーチング研修、スマートサン研修、生活困窮者支援の勉強会の具体的な内容及び各領収書の写し並びに議員本人の説明の報告があり、その内容は次のとおりであった。

ア コーチング研修費

コーチング研修は、岡野朱里子議員が主宰する「摂食障害の会」などにおいて、心と医療的支援を必要としている本人、家族の支援に必要なスキルを学ぶことを目的に、講師の自宅で、摂食障害者及びその家族を出席者として、平成27年6月から6か月間、月1回のコーチング研修と継続的な相談支援を受けたものであった。

議員からは、「私は当初からマニュフェストにおいて、精神的医療施策の確立を掲げているので、多くの当事者やご家族からのご相談を受ける立場として、どう支援できるか学び続けており、自ら学びを深めることで、深刻な精神病を抱える当事者、またそのご家族である市民県民の皆さんに最良な支援をする努力をしている。」とする説明があった。

イ スモールサン研修費・会費

スマートサンは、中小企業サポートネットワーク (Small business Support Network) の略称であり、中小企業の社会的地位の向上と経営環境の改善等に貢献することを目的に、株式会社中小企業サポートネットワークが運営している組織であり、毎月2回の会員向けのニュース配信やスマートサンゼミ、セミナー等の活動を行っているものと認められた。本県においては、「スマートサン・ゼミ TAKAMATSU第一期（2015年7月～2016年6月）」として、毎月1回、高松テルサにおいて、スマートサンの主宰者や企業の経営者等を講師としてゼミが開催されたものである。

議員からは、「会員になることで、スマートサンニュースと題したメルマガを読む権利を得て、世界経済の動きや日本のマクロ・ミクロ経済、様々な企業のトップとの対談、中小企業の訪問記など、経済動向や目指すべき中小企業の情報などを得て、本県の中小企業の方や県民に情報提供しているほか、議会においてもこの情報をもとに質問等を行っている。また、スマートサン高松ゼミを運営しており、毎月講師を招き、勉強会を開催している。私は、マニュフェストにおいて、中小企業支援を掲げており、地域の中小企業や中小企業を支える地

元金融機関をつなぐ場づくりとその方が専門性の高い講師から情報を得る場づくりを行っている。スマートサンはそういう場であり、多くの経営者、後継者の方や金融機関の方々と共に、会社の発展、社員の満足、そして地域の発展について学びを深めている。」とする説明があった。

ウ 生活困窮者支援の勉強会の研修参加費

地域科学研究会の主催により、平成27年11月5日に東京都千代田区で開催されたセミナーに、平成27年4月に始まった生活困窮者支援制度について学びを深める主旨で参加したものであった。

議員からは、「高松市議の時に早い時期から生活困窮者世帯の子供の学習支援に取り組んできたが、制度化されてなお進まない行政施策を先進的に進めている話を聞いた。特に、住宅支援がまず第一でそこを中心に様々な施策を複合的に張り巡らせていかないと生活の継続的安定につながらないという東京都の特別区で実際に支援を行っているNPOのお話にヒントがあった。」とする説明があった。

(15) 岡野朱里子議員の会場費

岡野しゅりこ県政報告会「わたしたちの地方創生シンポジウム」の具体的な内容、会場借上代の全体額、政務活動費を充当した額及び領収書の写し並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、岡野しゅりこ県政報告会は、平成27年11月23日に高松国際ホテルで開催され、1部が県政報告会、2部が「わたしたちの地方創生シンポジウム」及び意見交換会となっており、政務活動費を充当している会場費397,440円は、1部と2部を併せた全体の会場借上代であった。

議員からは、「1部は、私の県政報告を聞いてもらい質疑応答を行い、2部は小川議員玉木議員と私で、国の考える地方創生と、地方の私たちが必要としている真の地方創生について、参加している県民の皆さんと議論を行った。①介護医療②子育て支援③教育④観光レジャー⑤中小企業支援の中で何に特に关心があるか、出席者に意思表示をしてもらい、特に多かった①介護医療と④観光レジャーについて、国の規制緩和や今後の方向性と県の施策、県民の皆さんの理想や希望について、90分にわたり意見交換を行った。そこで意見を県議会での質問はもちろん、長期的に取り組む課題と認識している。また、国の制度改革を伴うご意見もいただいたので、国会議員の皆さんに持ち帰っていただき、継続的に取り組んでいたいている。」とする説明があった。

また、平成28年11月30日に公表されている同議員の後援会である「岡野しゅりこを支える会」の平成27年分の政治資金報告書において、機関紙誌の発行その他の事業による収入として、「岡野しゅりこ県政報告会「わたしたちの地方創生」11.23」の名称で580,500円が計上されているが、これについては、議員から、当該県政報告会の会費として参加者から徴収したものであるとする説明があった。

なお、当該会場費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた会場費の支出は2分の1の198,720円に減額されている。

(16) 木村篤史議員の調査委託費

業務委託契約書の写し、報告書概要の写し及び領収書の写しの提出があった。

これによると、契約内容は、契約日を平成27年12月11日、業務委託料を400,000円、業務

内容を有害鳥獣に関する狩猟の県の取組についての問題点、有害鳥獣の被害に関する各自治体の取組及び民間の事例等の実態、有害鳥獣駆除の補助金支給に係る実態及び問題点並びに先進地域における取組の成功事例についての調査とするものであった。また、報告書概要には、契約書に示されている業務委託の内容の調査結果が写真とともに記載されていた。

(17) 木村篤史議員の講演会の講演料

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、平成27年11月8日の9時から12時までの間、下名公民館において、地元自治会の要望を受け、自治会員の防災意識の向上を図ることを目的に、防災の専門家を講師に招き、防災についての講演及び勉強会を実施したものであった。

議員からは、「2時間の講演で、自主防災、緊急時の対応、役所との連携、急病人発生時の対処など、防災知識全般の講演をすることにより、災害発生時にとるべき行動等について、意識の向上を図ることができた。この講演は、県民の防災意識の向上を図るために実施したものである。」とする説明があった。

(18) 山本悟史議員の講演会の会場費及び講師代

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、講演会は、平成27年10月11日の14時から16時の間、アルファあなぶきホール（玉藻）において、子どもの学力向上を目的として、坪田塾の坪田信貴氏を講師に「終わらせるな、可能性！」をテーマに、県民を中心に500人を超える出席者のもと開催されたものであった。また、平成26年度に初めて開催したが、再開催を希望する声が多く、毎年開催しているものであった。

議員からは、「主催は県議会議員山本悟史であり、最初から政務活動費を前提に企画している。経費については、あらかじめ議会事務局に相談し、問題ないとの返答を得た上で実施している。さらに、講師の坪田先生は、教育者でありタレントではない。香川県が自治体間競争を勝ち抜くためには、有為な人材を如何に育て、確保するかがポイントだと私は考えており、そのために坪田先生の話を多くの県民に聞いていただくことは、絶対に有効であると考えている。実際に坪田先生の講演を聞いた方の満足度は非常に高く、香川県で講演を聞けることに対する感謝の意見も少なくない。講演会後は、講演内容を基に、文教厚生委員会で質問を行っており、しっかりと県議会議員としての活動にもつながっていると考える。」とする説明があった。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費マニュアルを作成し、政務活動費の使途基準の具体的な内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的な内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それが政務活動費マニュアルの定めに適合するか否かを基準とし、これにより難いものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 意見交換会会費

(ア) 政務活動費の意見交換会会費への充当

a 意見交換会の意義

議會議員が、住民に対し県政に関する情報を報告・提供するとともに、住民からの意見・要望を聴取することは、議員の活動として当然のものであり、このことは否定されるべきものではない。むしろ、このような議員と住民との直接対話は、活発に行われるべきである。

また、議員と住民の意見交換は、議員が主催して意見交換会を開催するよりも、場合

によっては、地元自治会等の様々な機会を活用する方が、多くの住民の出席が望め、幅広く地域に密着した生の声を聴取することも可能であり、それら様々な機会を活用して意見交換が行われることも否定することができない。

b 政務活動費を意見交換会会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

したがって、意見交換会に係る経費について、会議費、研修費、調査研究費又は広聴広報費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

c 政務活動費を充当することのできない経費

政務活動費マニュアルによると、意見交換会に係る経費については、一方で、冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）や、親睦会、レクリエーション等への参加のための経費などは、私的経費への支出であって、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされ、また、飲食・会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食、議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食への支出も、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされている。

(イ) 各議員の意見交換会会費の支出の適否

a 会費制でない意見交換会会費の支出の適否

地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

したがって、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、それぞれの団体の規模や地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、条例で定めることが可能であると解することができる。

香川県では、地方自治法第100条第14項の規定を受け、政務活動費交付条例を制定するとともに、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

請求人は、会費が明確に設定されていない会合に「県政に関する意見交換会会費」等の名目で政務活動費を支出することは、全国の都道府県議会においても特異な支出であると主張するが、そもそも、政務活動費を充てができる経費の範囲は各地方公共

団体の条例で定められるものであり、地方公共団体間で取扱いが異なることもあり得る。

また、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合に政務活動費を充当できないとはされておらず、議長の説明でも、会費制でない会合等に対する支出については、団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができるとしている。

本件支出については、全て、証拠書類として同条例で定める領収書等の写しが提出されていることから、手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 個々の意見交換会会費の支出の適否

個々の意見交換会会費において不適切な支出があるか否かについては、その判断の前提として、最高裁平成元年（行ツ）第68号平成2年6月5日判決が示すとおり、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に掲示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に掲示することを要するものというべきである。

本件住民監査請求に係る意見交換会会費のような種類のものの違法性又は不当性は、事柄の性質上、個別の支出ごとに判断するほかないと考えられることから、その監査請求においては、違法性又は不当性を推認させるに足ることを証する書面を添えて、個別的、具体的に掲示することを要するものというべきである。

請求人は、監査委員に対し、「会費額」が示された通知文書や当該会合における意見交換の具体的な内容についての報告書の提出を議員に求め、それが公職選挙法に抵触する違法な支出でないかどうか、また、政務活動費を充てることが不適正な飲食目的の会合でないかどうかなどを監査するよう主張するが、議員の調査研究活動の範囲は広く解されているところ、違法又は不当な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとはいえない。また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換が、どのような内容であったかの報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはない。

したがって、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

(ウ) 公職選挙法違反の判断

公職選挙法第199条の2第1項では、同項ただし書きに当たる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法第249条の2にはこれに違反した場合の罰則も定められている。

請求人は、会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄附行為に該当するものであると主張し、今回の監査において公職選挙法違反の判断をするなどを監査委員に求めているが、監査委員は、意見交換会会費を支出した各議員の行為が公職選挙法の規定に違反するかどうかの点まで判断することはできない。

イ 会派共同政務活動費（香川地域政策センター費を含む。）

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、これらについては、共同で実施するものが含まれている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同政務活動費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

(イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、政務活動費を充てた会派共同政務活動費に係る政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明であり、2013年分の訴訟の過程において、文書送付嘱託により提出された文書は、本来であれば領収書と一緒に提出されるべきであると主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該收支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくとも不当であるとはいえない。

もっとも、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額44万円、香川地域政策センターの会費は年額33万6千円に及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないのであって、政務活動費の使途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいひ難い面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて使途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決を参考にすれば、使途基準に合致しないとまではいえない。

(ウ) 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した

収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいひ難い。

これらを総合的に考慮すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の使途制限違反が明らかにうかがわれるとまではいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 産業政策研究会会費

（ア） 政務活動費を産業政策研究会会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、これらについては、共同で実施するものが含まれている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同政務活動費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

（イ） 産業政策研究会会費の支出に係る報告の要否

請求人は、産業政策研究会については、活動内容や会費の使途について全く報告されていないと主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不當であるとはいえない。

もっとも、産業政策研究会の会費は年額6万円から10万円に及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないのであって、政務活動費の使途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいひ難い面もあるものの、イ(イ)と同じ理由により、使途基準に合致しないとまではいえない。

（ウ） 産業政策研究会会費の支出の適否

請求人は、議員連盟等への政務活動費の支出については、議員連盟等が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、また、産業政策研究会については、県民から実際は活動していないとする批判の情報が寄せられていると主張するが、当該県民からの情報は匿名で提供されたものであり、その内容も伝聞情報にすぎないことから信ぴょう性に乏しく、

支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいひ難い。また、当該情報において指摘があった議員本人からも指摘内容を否定する説明がされている。

したがって、イ(ウ)と同じ理由により、産業政策研究会会費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

エ 議員17名の自家用車に係る経費

(ア) 自家用車燃料費

a 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費に係る具体的な支出費目の一つとして、「交通費」を掲げ、その内容には、自家用車を利用した際の燃料費の支出も含まれている。

したがって、自家用車を利用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

b 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1km当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員17名については、全員、走行距離で積算する場合を選択のうえ燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員17名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、政務活動費交付条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、本件は違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 新田耕造議員の自動車リース料

a 政務活動費を自動車リース料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目の一つとして、「リース料」を掲げ、自動車リース料について年間60万円を上限にリース料の2分の1以内を充当することを可能としている。

したがって、自動車リース料に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

b 自動車リース料の支出の適否

監査委員は、議長に対し、新田耕造議員に係る自動車リース料について調査したところ、提出されたリース契約書の写しと同議員の説明から、リース対象の自動車は1台であり、そのリース料は月額55,000円、年間では660,000円、うち政務活動費を充てたのは、その2分の1であることが確認された。領収書等添付票においては、月額55,000円の金額のみが記載され、按分率と按分後の額が記載されていないものの、同議員の平成27年度政務活動費収支報告において事務費として計上している金額から他の費用を控除した金額が330,000円となることからも、自動車リース料は2分の1に按分された330,000円が計上されていることが確認できた。

したがって、自動車リース料については、政務活動費交付条例、政務活動費マニュアルに掲げる使途基準に適ったものと認められ、政務活動費を充てた支出が違法又は不当なものではない。

(ウ) 自動車リース料の額、ガソリン代の単価の妥当性

請求人は、政務活動に高級車が必要とは到底考えられず、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを求めている地方自治法第2条第14項にも反するとして、高額の自動車リース料が政務活動費の使途として適正であるかどうかについて、監査を求めている。

また、同様に、自家用車の利用経費が1キロ当たりの単価37円により計算されているのは、高すぎるとしている。

しかしながら、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為及び怠る事実を対象とするものであるところ、本件請求の自動車リース料の上限額と燃料費の単価は政務活動費マニュアルで定められたものであり、こうした支出の根拠となる関係規定の内容自体の違法性、不当性の有無を対象とするものではない。

また、地方自治法第2条第14項の規定は、地方公共団体の事務処理に当たっての基本原則を定めたものであり、ある事項がこの基本原則に適合するか否かの判断は、社会的、政策的又は経済的な見地から総合的にされるべきと解されるところのものであって、議員の政務活動費については、これを返還させなければ地方自治法第2条第14項の趣旨を没却する結果となる特段の事情があると認められる場合又は県が各議員に交付した政務活動費に関しその政策目的や事業効果に照らして著しく過大であることが明らかに認められる場合以外は、当該規定に違反しているとはいえないと考えられ、請求人の主張は採用できない。

オ 議員35名の人事費

(ア) 政務活動補助職員の人事費

a 政務活動費を政務活動補助職員の人事費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人事費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人事費の内容として、政務活動補助職員に対する給与、手当、社会保険料、賃金等を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人物費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

b 政務活動補助職員の人物費の支出の適否

(a) 人物費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人物費への政務活動費の充当については、生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）を雇用した場合は不可としている。また、雇用関係を明らかにするために雇用契約書が必要であるとしている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員35名に係る政務活動補助職員の人物費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から收支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。なお、議員と被雇用者の住所を照合したところ、同一である事案が1件あったが、該当議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。また、議員と被雇用者の姓が同じものである事案が1件あったが、該当議員からは、親戚であり生計は一にしていない旨の説明があった。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかが確認できず適法な支出と認められないと主張するが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの使途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

22名の議員（綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、木村篤史議員、佐伯明浩議員、高木英一議員、高城宗幸議員、高田良徳議員、辻村修議員、西川昭吾議員、平木享議員、松原哲也議員、松村秀樹議員、松本公継議員、水本勝規議員、三野康祐議員、森裕行議員、山下昭史議員、山田正芳議員、山本直樹議員）に係る人物費並びに黒島啓議員に係る1名分の人物費及び花崎光弘議員に係る1名分の人物費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張するが、政務活動費マニュアルによると、人物費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めていない。

したがって、当該議員に係る人物費の支出については、使途基準に違反しているものとはいえない。

(c) 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

10名の議員（大山一郎議員、岡野朱里子議員、樺昭二議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、白川容子議員、竹本敏信議員、都築信行議員、新田耕造議員、広瀬良隆議員）に係る人件費及び花崎光弘議員に係る1名分の人件費については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に係る人件費については政務活動費での負担割合を10分の8に、黒島啓議員に係る1名分の人件費については、同負担割合を4分の3にしている。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該13名の議員について、それぞれその負担割合とすることについての実績の証明を求めたところ、全額を充当している11名の議員のうち鎌田守恭議員を除く10名の議員については、雇用契約書において職務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があり、実際に、提出された雇用契約書の写しには、職務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことが確認できた。また、鎌田守恭議員については、雇用契約書には勤務形態が明記されていないものの、双方で職務内容は政務活動補助事務とする取決めがされており、政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。さらに、有福哲二議員及び黒島啓議員からは、政務活動補助事務のみとして雇用しており、政務活動費での負担割合を10分の10とすべきところだが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、職務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、職務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記され、あるいはその旨の取決めがされている以上、明らかに、政務活動費の使途基準に違反しているとはいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79条。以下「情報公開条例」という。）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収書の写し等については、情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングのうえ閲覧に供している。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会

に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員17名の広報費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が、資料作成費として「議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費、あるいは資料作成費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々の政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 各議員の広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員17名に係る広聴広報費で支出している広報誌、リーフレット、県政レポートの現物の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。

また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、多くの広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、

これらは、政務活動に係る広報の一環と認められる程度のものであり、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、議員17名の広報費について、政務活動費を全額充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえないと判断するのが相当である。

キ 議員3名の事務所費

(ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務所費に係る具体的な支出費目として、「賃借料」及び「光熱水費等」を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料、光熱水費、維持管理費について、政務活動に使用している実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とし、実績の証明ができる場合はこの限りでないとされている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている鎌田守恭議員、谷久浩一議員、宮本欣貞議員に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び2分の1を超える政務活動費の負担割合とする実績の証明等についての説明を求め、調査を行った。

a 鎌田守恭議員の事務所費

鎌田守恭議員からは、事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、報告された事務所経費の支出金額の全体額と政務活動費充当額の実績からも、政務活動費を充当した割合が説明どおりであることが確認できた。また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されている。

閲覧に供している領収書等添付票においては、按分している旨の記載がないことから、あたかも全額について政務活動費を充当しているように見え、請求人も、それをもって、2分の1のみを認めると主張しているが、実際には、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当している。これについて、

同議員は、地元である土庄町にも事務所があり、政務活動費を充当している事務所は専ら政務活動を行うためのものであり按分していないとしている。

同議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいため、専ら政務活動を行うためのものであるという説明は合理的なものである。

請求人は、事務所費の支出については、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もあるため、2分の1のみを認めると主張しているが、自らの見解を述べているにすぎず、以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいひ難く、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当している。これについて、同議員は、当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから全額を計上していると説明しており、これを裏付けるものとして、事務所の賃貸借契約書において、使用目的として政務活動に係る事務所として使用するものとすると明記されている。

また、同議員は自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は合理的なものである。

請求人は、事務所費の支出については、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もあるため、2分の1のみを認めると主張しているが、自らの見解を述べているにすぎず、以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいひ難く、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 佐伯明浩議員の事務所費（電気代）

(ア) 政務活動費を政務活動に使用する事務所の電気代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務所費に係る具体的な支出費目の一つとして、「光熱水費等」を掲げている。

したがって、議員が政務活動のために使用する事務所の電気代について、事務所費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 政務活動に使用する事務所の電気代の支出の適否

請求人は、佐伯明浩議員は、事務所は置いていないという指摘がされており、また、高額であることから自宅の電気代の可能性が極めて高く、適切な支出と認められないと主張している。

監査委員は、議長に対し、佐伯明浩議員が電気代に政務活動費を充当している事務所について、その所在地や所有者、政務活動のために使用されたものであるとの説明を求め、調査を行った。

その結果、同議員からは自宅を政務活動のための事務所にしており、政務活動補助職員を雇用し、政務活動に係る陳情等の処理や資料作成を行っているとの説明があった。当該補助職員の雇用契約書においては、就業場所は同議員の自宅内の事務室であることが明記されており、同議員の説明と一致する。

政務活動費マニュアルによると、事務所の光熱水費について、住居を兼ねた建物を政務活動のための事務所としている場合、その事務所に係る光熱費（上下水道料金は除く。）は支出できるとし、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されている。

同議員の事務所費の光熱水費に係る領収書をみると、電気代は2分の1に按分して政務活動費が充当されており、使途基準に反するものとはいえないことから、当該電気代の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

ヶ 米田晴彦議員及び三野康祐議員の連合香川組織内議員懇談会会費

（ア） 政務活動費を議員懇談会の会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費に係る具体的な支出費目の一つとして、会派共同調査費及び議員連盟会費を内容とする「会費」を掲げている。

したがって、議員懇談会の会費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

（イ） 連合香川組織内議員懇談会会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、米田晴彦議員及び三野康祐議員に係る連合香川組織内議員懇談会の規約の写しの提出並びに平成28年度会費を平成27年度に支出している理由、翌年度にまたがる会費の支出に政務活動費を充当することの可否等についての説明を求め、調査を行った。

その結果、連合香川組織内議員懇談会の会計年度は10月1日から9月30日までの1年間になっており、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの期間が2016年度（平成28年度）に当たり、当該年度の会費が平成27年11月11日又は平成28年2月12日に支出されたものであった。同様に、平成26年10月1日から平成27年9月30日までを会計期間とする2015年度の会費については平成26年度に支出され、平成28年10月1日から平成29年9月30日までを会計期間とする2017年度の年会費については平成28年度に支出されていることが確認された。また、政務活動費の年度区分については、いずれの経費も実際に支出をした日の属する年度において計上しているとの説明があった。

請求人は、当該会費については平成27年度分以外の会費の支出であると主張するが、当該会費は年会費として平成27年度中に支払われたものであり、かつ、その対象には平成27年度の期間が含まれ、しかも1年間を超える期間を対象に支払われているわけではなく期間の重複もないことから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 森裕行議員の「日本考古学協会」の会費

（ア） 政務活動費を団体の会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目一つとして、「会費（主催・参加）」を掲げている。

したがって、団体の会費について政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 「日本考古学協会」の会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、森裕行議員に係る一般社団法人日本考古学協会の概要並びに当該協会への会費の支出の目的・理由及び政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、一般社団法人日本考古学協会は、考古学の発展と社会に対する責任を遂行することを目的として、各種研究・調査、研究発表会や学術講演会の開催、学会誌等の発行、文化財の保護及び活用などの事業を行っている団体であると認められ、当該協会への会費の支出については、当該協会が近年の学校教科書における内容の不備を修正するなどの活動を通じて公共的な目的を果たしており、その会員として各種情報を得ることにより調査研究が可能となるとの説明があった。

請求人は、県政と関係のない支出であると主張するが、議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような団体の活動に参加するかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

本件会費の支出について判断すると、教育行政等の面から当該団体の情報が調査研究活動として無益ということはできず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

サ 岡野朱里子議員の研修費

(ア) 政務活動費を研修費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目として、「研修参加費(参加)」及び「会費（主催・参加）」を掲げている。

したがって、議員の研修参加費及び会費について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 研修費の支出の適否

請求人は、岡野朱里子議員の研修費について、2件は政務活動との関連が不明なため、1件は支出先や内容が全く不明であるため、適切な支出と認められないと主張している。

監査委員は、議長に対し、岡野朱里子議員の研修費について、研修会等の具体的な内容やそれが政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。

a コーチング研修費、スマールサン研修費・会費

調査の結果、コーチング研修については、岡野朱里子議員が主宰する「摂食障害の会」などにおいて、心と医療的支援を必要としている本人とその家族の支援に必要なスキルを学ぶための研修であり、平成27年6月から6か月間、毎月1回、講師の自宅において、摂食障害者とその家族とともに研修を受けているものであった。これを政務活動とすることについては、同議員から、自身のマニュフェストにおいて、精神医療施策の確立を掲げており、多くの当事者やその家族からの相談を受ける立場として、最良の支援をするためのものであるとの説明があった。

また、スマールサン研修については、世界や日本経済の動きなどのニュース等を内容とするメールマガジンを購読するとともに、中小企業を支援するためのネットワークが毎月1回開催するゼミナールに参加しているものであった。これを政務活動とすることについては、同議員から、得た情報をもとに議会において質問等を行うとともに、自身のマニュフェストにおいて、中小企業支援を掲げており、地域の中小企業者等をつなぎ、それらの人々が専門性の高い情報を得るための場づくりを通じて、中小企業の発展、ひいては地域の発展のための学びを深めているものであるとの説明があった。

請求人は、これら研修費等については政務活動との関連が不明であると主張するが、前述のとおり、県の精神医療あるいは中小企業行政に関するものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 生活困窮者支援の勉強会の研修参加費

調査の結果、当該勉強会は、地域科学研究会が平成27年11月5日に東京都内で開催したもので、岡野朱里子議員からは、平成27年4月に始まった生活困窮者支援制度について理解を深めるために参加し、先進的なNPO法人の取組など、生活困窮者の支援に向けたヒントになったとの説明があった。また、当該勉強会に係る研修費の支出先については、提出された領収書の写しから当該勉強会の主催者であることが確認された。

請求人は、当該研修費については支出先が不明であると主張するが、前述のとおり、同議員の説明と領収先は一致するとともに、研修内容は生活困窮者支援に関するものであり、県の社会福祉行政に関係するものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

シ 岡野朱里子議員の会場費

(ア) 政務活動費を議員が行う県政報告会やシンポジウムの会場費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目一つとして、「会場費・機材借上費（主催）」を掲げている。

したがって、議員が主催する県政報告会等の会場費について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 県政報告会等に係る会場費の支出の適否

請求人は、後援会の収支報告書に当該集会の参加費収入が計上されており、後援会活動と考えられ、所属政党の国会議員が登壇しており、政党活動とも考えられることから、適切な支出と認められないと主張している。

監査委員は、議長に対し、岡野朱里子議員に係る県政報告会、シンポジウムの具体的な内容、会場借上代の全体額及び政務活動費を充当した額、会費の使途、政務活動のためのものであること及び政党活動・後援会活動でないことの説明を求め、調査を行った。

その結果、県政報告会等に係る会場借上代の全額に政務活動費を充当しており、県政報告会等の内容は、1部が、同議員による県政報告と質疑応答を行ったもの、2部が、県選出の民進党国会議員とともに、参加者との間で国と県の施策について意見交換を行ったものであった。同議員は、そこで意見を今後の県議会での質問に反映するとともに、長期的に取り組む課題として認識していると説明しており、当該報告会等は政務活動に資するものであったと認められる。

しかしながら、県政報告会等の参加申込書をみると、主催は「岡野しゅりこを支える会」となっており、当該団体は香川県選挙管理委員会に届け出ている政治団体であり、同議員の後援会である。また、当該団体の政治資金収支報告書において、当該県政報告会等の収入と記載されているものは、参加者から徴収した会費である旨同議員から説明があったことからも後援会が関与していたことは否定できない。

政務活動費マニュアルによると、全般的な留意事項として、後援会活動としての報告会等の開催経費は、後援会活動への支出として、政務活動費を充当するのに適しない例として記載されており、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有している場合は、各活動の実績に応じて按分して支払う必要があるが、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考え方もあるとされており、同議員の県政報告会等の会場費については、少なくとも政務活動費で充当する割合を2分の1とすることが適当である。

したがって、政務活動費を充当した会場費397,440円のうち、2分の1を超える部分に相当する198,720円については、政務活動費を充てることは適当でないと考えるところ、既に同議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、当該会場費の支出について2分の1は減額されていることから、修正後の会場費に関しては、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ス 木村篤史議員の調査委託費

(ア) 政務活動費を調査委託費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

したがって、調査を委託する費用について、調査研究費として政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 調査委託費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、木村篤史議員に係る有害鳥獣に関する免許・処理・補助金

等の調査業務委託に係る委託契約書の写し及び成果報告書の写しの提出並びに当該調査業務委託の目的・内容及び政務活動のものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、受託者及び委託料については領収書の内容と一致し、委託内容については、有害鳥獣に関する狩猟の県の取組についての問題点、有害鳥獣の被害に関する各自治体の取組及び民間の事例等の実態、有害鳥獣駆除の補助金支給に係る実態及び問題点並びに先進地域における取組の成功事例について調査を委託したものであることが認められ、その成果報告書から当該調査委託の実績を確認することができた。同議員は、県議会において鳥獣害被害対策についての質問を度々行っており、このことは、当該調査が政務活動に資するものであることを裏付けるものである。

請求人は、委託契約内容、調査内容、成果物が公開されていないため、全く不明であり、業務委託料が適正な金額とは考えられず違法又は不当な支出であると主張するが、政務活動費交付条例等においては、委託契約書や成果物の提出は求められておらず、委託金額の制限も設けられていないところ、前述のとおり、委託業務が実際に行われ、その内容も県等の有害鳥獣対策行政に関する調査研究であり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

セ 木村篤史議員の講演会の講演料

(ア) 政務活動費を議員が行う講演会の講演料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「講師謝金（主催）」を掲げている。

したがって、議員が主催する講演会の講演料について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 講演会に係る講演料の支出の適否

監査委員は、議長に対し、木村篤史議員に係る講演会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

その結果、当該講演会は、地元自治会の要望を受け、自治会員の防災意識の向上を図るため、平成27年11月8日に防災に関する専門家を講師として開催されたものであった。

これを政務活動とすることについては、同議員から、防災知識全般の講演を通じて、防災時にとるべき行動等について県民の意識の向上を図ることができたとの説明があった。

請求人は、講演会の開催日時や内容等が不明であり、適切な支出と認められないと主張するが、講演会の内容や目的は前述のとおりであり、県の防災行政に關係するものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

ソ 山本悟史議員の講演会の会場費及び講師代

(ア) 政務活動費を議員が行う講演会の会場費等に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費とし

て「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目として、「会場費・機材借上費（主催）」及び「講師謝金（主催）」を掲げている。

したがって、議員が主催する講演会の会場費等について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 講演会に係る会場費等の支出の適否

監査委員は、議長に対し、山本悟史議員に係る講演会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

その結果、講演会は、子どもの学力向上を目的に、「終わらせるな、可能性！」をテーマとして、坪田塾の坪田信貴氏を講師に開催されたものであり、県民を中心に500人余りが参加したものであった。また、同様の講演会は平成26年度に初めて開催され、再度の開催を希望する者が多いことを受け、毎年開催されているものであった。これを政務活動とすることについては、同議員から、講師は教育者であり、香川県が自治体間競争を勝ち抜くためには、人材の育成・確保がポイントであり、当該講師の話を多くの県民に聞いてもらうことは有効であると考えていること、また、講演内容を基に議会で質問を行っており、議員としての活動にもつながっているとの説明があった。

請求人は、多額の経費をかけて毎年開催する必要は認められず、適切な支出と認められないと主張するが、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにおいて会場費や講師謝金等の上限が定められているわけではなく、研修会について個人と共同で実施する場合も想定されているところ、前述のとおり、講演会の内容は教育行政や地域振興に関係するものであり政務活動に適うものといえ、実際に、これを基に議会で質問を行うとともに、講演会の成果等について自身の県政レポートでも報告がされていることはこれを裏付けるものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費については、平成24年の地方自治法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、使途の範囲が拡大されるとともに、議長にその使途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

全国的に、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、平成25年度及び平成26年度の政務活動費に引き続き、今回、平成27年度政務活動費についても住民監査請求があり、監査を行ったところである。過去2回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいはず、今回の監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望する。

1 政務活動費マニュアルの精緻化

各議員が政務活動費交付条例で定める使途基準を遵守する必要があることはいうまでもないが、適正な支出が図られるよう、政務活動費の使途判断の拠りどころとなる政務活動費マニュアルについて、より詳細かつ具体的な基準の明示や、実績の証明を必要とする経費に係る証明書類の具体化など、その精緻化に向け、早急に改訂を行い、周知徹底を図られたい。

2 会派等からの収支報告の検討

議員から会派等への会費による支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると想定されることとの均衡上、会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい。

3 的確な審査、適正な運用

議員は、政務活動費について、収支に係る会計帳簿の調製、領収書等の整理、及びこれらの保存が義務付けられており、議長においては、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定められた使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すとともに、県民の信頼が確保されるよう適正な運用に努められたい。

4 さらなる透明性の確保と効率的・効果的な支出

政務活動費の使途の透明性の確保については、既に全ての支出に係る領収書等の写しの添付を義務付けるなどの措置が講じられているが、住民監査請求において違法又は不当とする理由は依然として、支出の目的や内容、支出先等が不明であるとしていることに鑑みると、全国的な動向等を踏まえ、政務活動費の使途を裏付ける領収書等を議会のホームページで公表するなど情報公開の改善を行い、さらなる透明性の確保に努めるとともに、政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努められたい。